

## 春日部市立病院運営委員会条例

### (設置)

第1条 病院事業の運営等に関する事項を調査審議するため、春日部市立病院運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、春日部市立病院の運営等に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、必要と認める事項について調査審議し、管理者に建議することができる。

### (組織)

第3条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとし、委員は管理者が委嘱する。

- (1) 市議会の議員から選出された者 8人
- (2) 医師を代表する者 3人
- (3) 薬剤師を代表する者 1人
- (4) 知識及び経験を有する者 3人

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、病院事務部経営管理課において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。